

静岡県告示第764号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成29年10月31日

静岡県知事 川勝平太

1 箱根西麓鳥獣保護区（昭和62年10月23日 静岡県告示第1017号）

(1) 区域（区域表示の変更）

函南町桑原字観音滝の町営キャンプ場を起点とし、同地点から200メートル北進し三島市との境界に至り、同地点から同境界に沿って箱根峠に向かって北東に進み箱根鳥獣保護区との境界に至り、同地点から同鳥獣保護区の外周に沿って東進し鞍掛山山頂に至り、同地点から神奈川県と静岡県の県境に沿って南進し県道熱海箱根峠線との交点に至り、同地点から県道旧道敷に沿って南下し、県道熱海箱根峠線との交点に至り、同地点から県道熱海箱根峠線に沿って南進し箱根山林業開発事業完成記念碑付近にある県道熱海箱根峠線の距離標12キロポスト北側の送電線湯河原来宮線（旧国鉄送電線）との交点に至り、同地点から同送電線に沿って最西端に至り、同地点から旧送電線路跡に沿って西進し町道桑原（21）102号線に至り、同地点から同町道に沿って800メートル北進した地点に至り、同地点から山林を北西に600メートル進み普通河川大樹立川に至り、同地点から同河川を下り、起点に至る一円の区域

(2) 更新する存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当該区域は、神奈川県と境を接する函南町北部の自然林で、富士箱根伊豆国立公園、函南原生林自然環境保全地域が含まれる等、自然環境に恵まれ、野生鳥獣の絶好の生息地となっている。

2 大楽窪鳥獣保護区（昭和42年12月15日 静岡県告示第813号）

(1) 区域（区域表示の変更）

県道富士由比線と東海道新幹線の交差する地点、富士市中之郷字大楽窪2,531番地の1を起点とし、県道富士由比線に沿って南に進み、市道新坂線との交点静岡市清水区蒲原一丁目4,496番7に至り、同地点から同線に沿って南西に進み、静岡市清水区蒲原一丁目4,486番4に至り、同地点から更に市道新坂線（旧東海道）に沿って北に進み、東名高速道路と交差する地点に至り、同地点から同高速道路に沿って北に進み、市道幸町小池線との交点に至り、同地点から同線に沿って北東に進み、東海道新幹線との交点に至り、同地点から同線に沿って東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 当該地域は、医療機関、研究施設、住宅団地等により鳥獣の生息環境は狭められているものの、雑木林等も残り、鳥獣の生息にはまだ適しており、身近な野生鳥獣の生息地としての好環境を今後も維持したい。

3 東海自然歩道志太鳥獣保護区（昭和49年10月29日 静岡県告示第1056号）

(1) 区域（区域表示の変更）

島田市伊久美286の送電線鉄塔を起点とし、同地点から島田市と藤枝市の市境を北進し島田市伊久美274と伊久美272との交点に至り、同地点から西進し伊久美川との交点に至り、同河川を南進し治山ダム（昭和39年度復旧治山事業）に至り、同地点から西進し治山ダム（平成13年度復旧治山白井工事No.2谷止工）に至り、同地点から北進し島田市笹間下1854、伊久美103、伊久美105との交点に至り、同地点から尾根に沿って西進し林道大森線に至り、同線を西進し西向沢との交点に至り、同地点から西進し島田市道水ノ久保線と農道との交点に至り、同地点から西進し大森上河内農道との交点に至り、同農道を南西に進み旧島田市と旧川根町の市町境に至り、同境界を北進し江松峠に至り島田市道西向江松峠線を南進し島田市笹間下2373、笹間下2365、笹間下2378との交点に至り、同地点から尾根に沿って北東に進み不動沢を経て大平川に至り、同河川を東進し笹間下1452-1、笹間下1863-2、笹間下1863との交点に至り、同地点から尾根に沿って南進し笹間下1863-2、笹間下1868、笹間下1866との交点に至り、同地点から東進し治山ダム（昭和53年度復旧治山谷止工）に至り、同地点から矢ノ沢線を南進し林道大森線に至り、同線を北東に進みヘアピンカーブに至り、同地点から東進し治山ダム（平成15年度復旧治山事業No.1谷止工）に至り、同地点から井戸川沢を東進し林道清笹高根線に至り、同線を東進し島田市と藤枝市の市境に至り、同境界を北進し静岡市と藤枝市の市境に至り、同境界を東進し藤枝市瀬戸谷8743-5と瀬戸谷8550との交点に至り、同地点から尾根に沿って南進し地蔵沢に至り、同沢を南進し藤枝市道8地区126号線に至り、同線を南進し送電線との交点に至り、同地点から送電線に沿って南西に進み宇峠沢との交点に至り、同沢を南東に進みマスキ沢との交点に至り、同沢を南進し蔵田橋との交点に至り、同地点から主要地方道藤枝黒俣線を西進し県道蔵田島田線に至り、同線を西進し高根沢との交点に至り、同沢を北西に進み送電線との交点に至り、同地点から送電線を西進し起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当該区域は、ほとんどが森林で構成されており、島田市区域の林相は50年前後のスギ・ヒノキの人工林を主とし、その他落葉樹の自然林となっている。また、藤枝市域は標高871mの高根山を中心とした山岳地帯で、森林の約6割はスギ、ヒノキの人工林でその他は広葉樹、または農耕地と複雑な地形で鳥獣の生息地として良好であることから、鳥獣保護区に指定し生息する鳥獣の保護を図る。

4 猪鼻湖鳥獣保護区（昭和62年10月23日 静岡県告示第1017号）

(1) 区域（区域表示の変更）

浜松市北区三ヶ日町津々崎地内の国道362号線と天竜浜名湖鉄道の交点を起点とし、天竜浜名湖鉄道に沿って西進し、大谷川に至り、大谷川河口から猪鼻湖岸に沿って南下し、大崎地内新瀬戸橋に至り、新瀬戸橋を西進し、国道301号線と市道瀬戸公園線の交点に至り、同地点から市道瀬戸公園線を北上し、再び国道301号線の交点に至り、同地点から国道301号線を北上し、国道362号線の交点に至り、同地点から国道362号線を東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 集団渡来地

イ 指定目的 当該区域は、渡来する鳥獣の種類、個体数ともに多いことから、集団で渡来する渡り鳥の保護を図る。